

土地地目変更登記とは、

土地の登記記録に登記されている地目が現況と異なった場合、現況に合わせるためにする登記です。例えば、登記記録上の地目が田(畑)であった土地に農地転用許可を受け、建物を建て宅地に変更された場合です。

また不動産登記法では、土地の所有者は地目について変更があったときは、変更があった日から1か月以内に変更の登記を申請しなければならないと義務付けられています。(不動産登記法第37条)

1. 登記の流れ

法務局や市町村などの官公署に行って登記記録や図面等の資料調査をします。

現地にて現況調査をおこない現在の利用状況を確認します。

登記申請書を作製し、添付資料とともに法務局に土地地目変更登記の申請をします。

登記が完了すると「登記完了証」が交付され、地目変更登記が完了します。

2. 添付書類

| 書類名称 | 必要なとき | 具体例 |
|----------|-------------------|------------------------|
| 代理権限証書 | 土地家屋調査士が代理申請する | 委任状 法人の場合には資格証明書も必要 |
| 10 连惟附証音 | が代理中間する | (本人の場合には其情証明音も必要) |
| 許可証 | 変更前の地目が 農地、保安林のとき | 農地転用許可証 保安林指定解除の告示 |
| 不動産調査報告書 | 全て | 不動産調査報告書(土地家屋調査士作成) |